事 務 連 絡 令和2年3月31日

各 都 道 府 県 保健所設置市 健康増進事業担当課 特 別 区

厚生労働省健康局健 康 課 厚生労働省健康局がん・疾病対策課 厚生労働省医政局歯科保健課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた健康増進事業の柔軟な実施について

新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定されていた時期に健康増進事業 を受けることができなかった者が生じることが想定されるところ、各地方自治体にお ける健康増進事業実施担当部局においては、住民の保健サービスを受ける機会の確保 を図る観点から特段の配慮をいただきたく、下記に留意の上、適切な対応をお願いし ます。

また、都道府県においては、管内市町村への周知徹底を図るようお願いします。

記

健康増進事業の実施に当たっては、「健康増進法第 17 条第1項及び第 19 条の2に 基づく健康増進事業について」 (平成 20 年 3 月 31 日付け健発 0331 第 26 号健康局長 通知)の別添(以下「健康増進事業実施要領」という。)において、「市町村の人口 規模、年齢構成、地理的状況、住民の健康及び疾病の状況、健康増進事業の実施に必 要な要員、施設の状況、財政事情等に配慮し、地域住民の多様な需要にきめ細かく対 応するよう留意するものとする」こととされている。

当該記載の趣旨を踏まえ、健康増進事業実施要領において定められた本年度の対象 者が、新型コロナウイルス感染症の影響により本年度中に健康診査等の健康増進事業 を受けることができなかった場合において、各市町村(特別区を含む。)の判断によ り、当該者を翌年度の対象者とみなして健康増進事業を実施するなど、柔軟な対応を とっていただくようお取り計らいをお願いする。